3　「差引改定取得価額　(8)－(9)　(10)」の欄は、特定事業用機械等（租税特別措置法第68条の14の3第1項に規定する特定事業用機械等をいう。）に係る一の特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいう。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が100億円を超える場合には、「差引改定取得価額　(8)－(9)　(10)　と　100億円×(8)－(9)の合計額　」を読み替えて計算した金額を記載すること。

別表六の二（十五）　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	

各連結法人の合計額の計算

連結所得の金額（別表四の二「55の①」）		12	円		
特定建物等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得適用連結法人の(1)の合計）		13			
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		14			
総調整前連結税額基準額 (14)×20/100		15			
当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(9)の合計）		16			
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十四)「7の⑮」）		17			
法人税額の特別控除額の合計額 (16)－(17)		18			

各連結法人における計算

個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）		1	円		
調整前連結税額の個別帰属額 (14)×(1)/(12)		2			
取得価額の合計額（別表六の二(十五)付表「10」の合計）		3			
同上のうち移転型計画に係る額		4			
税額控除限度額 ((3)－(4))×4/100＋(4)×7/100		5			
法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (15)×(1)/(13)	6			
	個別帰属額基準額 (2)×20/100	7			
	法人税額基準額（(6)と(7)のうち少ない金額）	8			
当期税額控除可能額（(5)と(8)のうち少ない金額）		9			
調整前連結税額超過構成額 (17)×(9)/(16)		10			
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (9)－(10)		11			

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）